令和2年12月25日 農 林 水 産 部

報道関係各位

豚熱患畜の確認について

本日、家畜伝染病である「豚熱」の事例が県内の養豚農場において確認された旨、農林水産省から発表されましたので、その概要をお知らせします。

1 発生場所の概要

所在地:鶴岡市

飼養状況:1,327頭

2 経緯

- (1) 令和2年12月24日、当該農場から庄内家畜保健衛生所に、飼養豚に発熱、肺炎及び死亡の増加等、豚熱を疑う症状がみられる旨通報があった。
- (2) 同日、庄内家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を実施。その後中央家畜保健衛生所の検査により豚熱の疑いが生じたため、検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に持ち込み精密検査を実施したところ、12月25日、豚熱の患畜であることが確認された。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより 混乱することがないよう、御協力をお願いします。

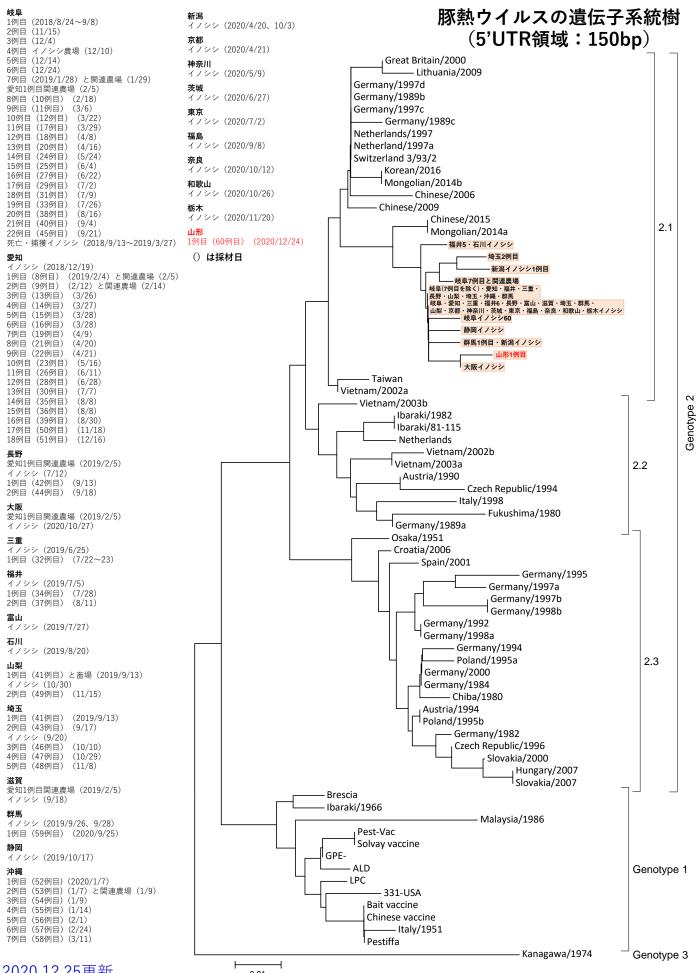
豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染した豚の肉が市場に 流通することはありません。万が一、感染豚の肉や内臓を食べても健康に影響はありません。

お問い合わせ先

農林水産部畜産振興課 担 当:髙橋斉史

Te1:023-630-2470

報道監 農林水産部次長 星 里香子



2020.12.25更新

提供 農研機構(国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構) 動物衛生研究部門

岐阜7例目、岐阜イノシシNo.60、福井イノシシNo.5、静岡イノシシ、大阪イノシシ、<mark>山形1例目</mark>には、それぞれ異なる位置に1塩基の変異有。 埼玉2例目には2塩基の変異有(うち1塩基は岐阜7例目と同位置、もう1塩基は上記とは異なる位置)。 新潟イノシシには2塩基の変異有(うち1塩基は埼玉2例目と同位置(岐阜7例目とは異なる)、もう1塩基は上記とは異なる位置)

石川イノシシは福井イノシシNo.5と同位置に1塩基の変異有。 群馬1例目と新潟イノシシは同位置に1塩基の変異有。他は同一である。